

第3章 生活環境影響調査項目の選定

第1節 選定した項目及びその理由

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、事業特性及び地域特性をふまえ、生活環境影響調査項目を表 3.1-1 に示すとおり選定した。また、項目選定の理由は表 3.1-2 に示すとおりである。

選定した項目は、「大気質」、「騒音」、「振動」、「悪臭」、「水質」の 5 項目である。

なお、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」において、「工事中」は対象外であるが、近隣に保全対象があることを勘案して自主的に工事中についても対象とする。

表 3.1-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		影響要因	工事中			煙突排ガスの排出	施設の稼働・存在	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両等の走行
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	土地の改変				
調査項目									
大気環境	大気質	二酸化硫黄(SO ₂)				●			
		二酸化窒素(NO ₂)	●	●		●			●
		浮遊粒子状物質(SPM)	●	●		●			●
		ダイオキシン類				●			
		塩化水素(HCl)				●			
		降下ばいじん	●						
		その他必要な項目(水銀)				●			
	騒音	騒音レベル	●	●			●		●
	振動	振動レベル	●	●			●		●
	悪臭	特定悪臭物質濃度・臭気指数						●	
水環境	水質	浮遊物質(SS)			●				

表 3.1-2 項目選定の理由

項目選定の理由	
大気質	事業計画地周辺に住居等の保全対象が存在し、「煙突排ガスの排出」に伴い発生する二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・降下ばいじん・塩化水素・ダイオキシン類・水銀による影響、「廃棄物運搬車両等の走行」に伴い発生する二酸化窒素・浮遊粒子状物質による影響が考えられる。また、工事中における「建設機械の稼働」に伴い発生する二酸化窒素・浮遊粒子状物質・降下ばいじんによる影響、「工事用車両の走行」に伴い発生する二酸化窒素・浮遊粒子状物質による影響が考えられる。
騒音・振動	事業計画地周辺に住居等の保全対象が存在し、「施設の稼働・存在」により騒音・振動、「廃棄物運搬車両等の走行」に伴い発生する騒音・振動による影響が考えられる。また、工事中における「建設機械の稼働」に伴う騒音・振動、「工事用車両の走行」に伴う発生する騒音・振動の影響が考えられる。
悪臭	事業計画地周辺に住居等の保全対象が存在し、「施設からの悪臭の漏洩」に伴う悪臭による影響が考えられる。
水質	事業計画地の「土地の改変」に伴う降雨時の水の濁りの影響が考えられる。

第2節 選定しなかった項目及びその理由

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に示される項目のうち、生活環境影響調査項目として選定しなかった項目はない。

なお、指針で示されていない項目ではあるが、生物および景観を選定しなかった理由は、本事業は既存施設の敷地内での施設整備であり、新たな土地の改変がないほか、建造物の規模も既存施設と大きく変わらないことから、生物への影響や景観変化が小さいと考えられるためである。